

平成28年2月23日

秋田公立美術大学では、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文科科学大臣決定、平成26年2月18日改正）および「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（平成26年8月26日文科科学大臣決定）」を踏まえ、「秋田公立美術大学における公的研究費の不正使用および研究活動における不正行為の防止に関する規程（平成28年公立大が法人秋田公立美術大学規程第10号。以下「規程」という。）」第5条第2項の規定に基づき、次のとおり研究不正防止計画を定める。

なお、本計画は、計画実施の進捗状況等を検証しながら随時見直しを図るものとする。

### 1 管理運営体制の明確化

不正発生の要因	防止計画
公的研究費の管理運営体制の責任体系や権限に関する認識が不足している。	公的研究費の不正使用等防止に向けた管理運営体制の教職員への周知徹底を図り、責任体系を明確にする。

### 2 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

不正発生の要因	防止計画
公的研究費を適正に使用するための研究費使用ルールに関する意識が不足している。	毎年度、全教員に対し、研究費使用ルールに関する説明会を開催し、内容に改正があったときは改正ポイントについても解説する。また、教員向けのマニュアル「予算執行ハンドブック」を配布する。

### 3 不正使用等の防止に向けた具体的項目

不正発生の要因	防止計画
研究者である教員が納品と検収確認を行う場合、研究費のプール金などが発生する可能性がある。	・教員が業者との直接取引をすることは認めず、業者との取引は全て事務局で行う。 ・原則として、業者には全て事務局に一度納品してもらい、事務局で検収を行う。物品検収を行わずに納品されたものを使用することは認めない。
出張後の復命書が簡易な書き方で報告されている場合がある。出張における業務内容を明確かつ具体的に報告するルールが共有化されていないと、カラ出張が発生する原因となり得る。	出張者は、出張後の復命書を作成するにあたり、打合せなどの用務である場合は、復命書に相手方の所属・氏名を記述する。また、会議出席等の用務である場合は、当日配布される資料の一部を添付する。
機関全体を通して、不正防止に向けて管理が徹底されているか把握する必要がある。	定期的な内部監査において、会計ルールに基づいた適切な公的研究費の執行が行われているか確認することをルール化する。

### 4 研究費にかかる相談等の取扱い

不正発生の要因	防止計画
研修者が公的研究費の取扱いでどこに相談すれば良いかわからず、事前に事務局に相談を行わずにそのまま研究者独自の判断で進めた場合、誤った解釈のまま予算執行してしまうおそれがある。	研究費にかかる相談等について、経理に関しては財務に関する事務を所掌する総務課財務班に、その他の全般的な相談については研究に関する事務を所掌する企画課において対応することを周知する。

### 5 不正使用等に係る通報等の取扱い

不正発生の要因	防止計画
広く学内外から通報を受け付ける窓口や、通報者および被通報者を保護するなどの体制が整備されていたとしても、それが周知されていない場合は不正使用のリスクが増大するおそれがある。	・不正使用等に係る通報等については、規則に基づき適正に取り扱う。 ・通報の方法、通報者および調査協力者を保護するルールについて、学内外に周知徹底を図る。

### 6 不正防止に関する意識の徹底

不正発生の要因	防止計画
公的研究費が国民の税金で賄われている公的資金であるという認識が不足している。	・本学における研究者等の行動規範に基づき研究者の研究倫理意識の高揚を図る。 ・公的研究費の不正使用等の防止を図るため、教員向けのマニュアル「予算執行ハンドブック」を作成し、学内に周知することにより、法令遵守の意識を徹底する。 ・競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員に対し、コンプライアンス教育の受講と誓約書の提出を義務づける。
研究活動および研究成果の発表等において不正行為が行われた場合のリスクについて、十分把握されていない。	・研究者を対象とした研究倫理教育を実施し、不正行為を行った場合のリスクを伝え、研究倫理の意識を徹底させる。

